地福第６４８号

裁　　決　　書

[redacted]

審査請求人 [redacted]

奈良市登大路町11番地－1
登大路ﾌﾟﾗｯﾂ3階松本・板野法律事務所
代理人 弁護士　松本浩志

処　分　庁　奈良市福祉事務所長

審査請求人が平成２５年１月１８日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

奈良市福祉事務所長が平成２４年１１月２８日付けで行った平成２４年１０月１日からの生活保護申請不受理処分を取り消す。

理　　由

第１　審査請求の趣旨及び理由

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、平成２４年１１月２８日付けで行った奈良市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく平成２４年１０月１日からの保護申請についての不受理処分について、その取り消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

本件審査請求は、請求人が最初に処分庁で生活保護の相談をした平成２４年１０

月１日には、同日時点で要保護状態にあり開始決定日とされるべきであるにも関わらず、処分庁が保護の申請を平成２４年１０月１１日に受け付けて、平成２４年１０月１１日以降の日割りの生活費しか支給しなかったことを不服とし、平成２４年１０月１日から１０日までの生活費、平成２４年１０月１１日以降の１０月分日割り家賃及び新居の契約費用等と、引っ越し代の支給を決定すべきであるとして審査を求めているものである。

第２　当庁の認定事実

１　平成２４年１０月１日に請求人が処分庁にて生活保護の相談をしたこと。

２　同日、処分庁の面接相談員は請求人に対して保護申請について、「①現住居において保護申請し住宅扶助（家賃）を除く保護の決定を受け、その後に転居の申請を行う（但し、この場合は転居の実現までに１ヶ月余の期間を要する。）」、又は「②自力で転居先を確保のうえ、速やかに保護の申請をする。」の二つの方法を説明し、請求人は②の方法を選んだこと。

３　平成２４年１０月１１日に請求人は新居の契約を結んだこと。また同日付けで処分庁に対し生活保護の申請を行ったこと。

４　平成２４年１０月１９日に処分庁の地区担当職員及び同行職員の２名が新居を訪問し、新居の契約費用等について支給しないと請求人に伝えたこと。

５　平成２４年１０月２４日に、処分庁は平成２４年１０月１１日からの生活保護の決定通知を送付したこと。

６　平成２４年１１月２６日に請求人は、改めて平成２４年１０月１日からの生活保護の申請をしたが、処分庁は平成２４年１１月２８日付けで保護の申請が受け付けられない旨の回答書を送付したこと。

第３　判　　断

１　処分庁から弁明書と共に提出された平成２４年１０月１日付け面接記録票（以下「初回面接記録票」という。）では、手持金、預貯金の金額やライフラインの状況欄の記載がないこと及び、負債欄の「家賃滞納３ヶ月分」との記載から判断すると、急迫性の確認が的確に行われているとは言えない。

２　また、初回面接記録票の「面接結果の処理及び留意点」で、面接相談員が請求人に対し提案した生活保護申請の方法として「①現住居において保護申請し、住宅扶助（家賃）を除く保護の決定を受け、その後に転居の申請を速やかに行う。（但し、この場合は、転居の実現までに１ヶ月余の期間を要する）」との記載があるが、１

ヶ月余りの期間を要する根拠が不明である。

3　処分庁は弁明書の５（１）で「(前居）を居住地として生活保護申請が可能であること、新居確保に要する費用の扶助についてはその後に変更申請が可能であることの説明を行っており」と記載しているが、初回面接記録票には、新居確保の費用について変更申請可能であることを説明した記載がない。

4　「生活保護法における保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生省次官通知）第９には「生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。」と規定されている。また「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）問第９の１（面接相談における保護の申請意思の確認）の答には「相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。」と規定されている。しかしながら、上記２及び３のとおり、初回面接において、請求人が自主的に転居してから保護申請する方が、１０月１日付けで保護申請するよりも早く生活保護が決定されると請求人に誤解を与え、平成２４年１０月１１日に保護を申請させたことは、処分庁による申請権の侵害が有ったと言わざるを得ない。

第４　結　論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法第４０条第３項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成２５年３月２５日

審査庁　　奈良県知事　　荒　井　正　吾

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決が

あったことを知った日の翌日から起算して３０日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると再審査請求を提起することができなくなります。）

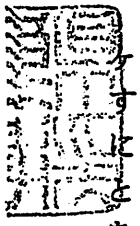

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）